

会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針の一部改定（案）に関する
市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

会津若松市教育委員会 学校教育課

1 意見公募期間

平成30年2月9日（金） ～ 平成30年3月12日（月）

2 意見数

2件（1名）

3 意見要旨及び市の考え方

No.	該当項目	ご意見	市の考え方
1	第1章 いじめ防止等のための 対策の基本的な考え方 3 いじめの態様	「3 いじめの態様」に過去に発生した事案を追加すべきである。身体機能の制限は著しく苦痛である。 (追加内容) (10) 身体機能の一部又は全部を制限させられる。 ① 手足をひもや粘着テープ等で縛るなどして、自由に身動きがとれないようにする。 ② 口や鼻に粘着テープを貼るなどして、呼吸を制限したり、自由に発言ができないようにしたりする。 ③ 木や柱などに体全体をくくりつけ、身動きがとれないようにする。 ④ 体全体にマットや布団などを巻き付け、身動きがとれないようにする。	いじめの態様につきましては、多様な態様があることに鑑み、心身の苦痛を感じているものとの限定して解釈がされることのないようにする必要があります。このことから、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がありますため、「3 いじめの態様」として具体的に例示をしたものであります。頂いたご意見については、児童等の生命、身体に重大な被害が生じるものであり「いじめ」にあたるものであるため、態様には記載していないところであります。
2	第3章 いじめ防止等に関する 措置 2 いじめ防止等に関する措置	「(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する措置」について、該当者のみならず、すべての児童生徒に起こりうるという視点に立ち、全保護者への周知を図る具体的手段を含んだ方が良い。	ご意見のとおり、いじめはすべての児童生徒に起こりうるものであります。保護者に対する具体的な周知方法として、外部講師を招聘した情報モラル教育の実施に加え、PTA総会等の機会を捉えた具体的な周囲方法等について「説明・具体的な対応」に記載してまいります。